令和元年６月18日

臨時的任用職員の初任給号給決定方法の

改正について（提案）

１　提案理由

　　臨時的任用職員の初任給については、来年度に施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の趣旨を踏まえ、任期の定めのない常勤職員との均衡を考慮し、初任給の号給決定方法について、次のとおり改めることとする。

２　改正内容

　（１）任期の定めのない常勤職員の採用年齢上限を勘案し給料表の最高号給未満の号給を上限とする取り扱いは、廃止する。

　（２）臨時的任用職員にのみ適用している3号給の加算措置は、廃止する。

　（３）初任給基準表の職種欄に定めのある職種にあっては、当該職種の初任給を適用する。

３　実施時期

令和２年４月１日

４　協議期限

　　　令和元年７月16日